

広告掲載取扱要領

「京都市図書館ホームページ」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

| | | |
|-------|------------|---|
| 広告媒体 | ホームページの名称 | 京都市図書館ホームページ |
| | ホームページアドレス | https://www2.kyotocitylib.jp/ |
| | ホームページの内容 | 京都市図書館からの情報を掲載しています。 |
| | アクセス数 | 月間アクセス件数約341,495件（令和4年4月から令和5年3月までの平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。） |
| 広告の規格 | 広告掲載位置 | トップページの下部 （詳細な掲載位置については指定できません。） |
| | 広告データ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦60ピクセル×横180ピクセル ・ ファイル形式はGIF（アニメ不可、透過型不可）又はJPEG ・ データ容量は、1バナーにつき2メガバイト以内 |
| | 枠数 | 16枠 |
| | その他の仕様 | <ul style="list-style-type: none"> ・ バナーから広告主のホームページへは直リンク可能とします。 ・ ALT属性は自由に設定することができます。 ・ 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮してください。 ・ 利用者が図書館HPのコンテンツの一部であると混同しない表現としてください。 ・ 広告枠に、次の文章を掲載します。 （注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトにリンクします。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」 |
| 掲載条件 | 広告料金（税込み） | 1枠当たり月額5,000円 （原則として、毎月1日から月末日までの1箇月を単位とし、1箇月に満たない場合も1箇月分の広告料をいただきます。） ※年間掲載のお申込みの場合は、年額50,000円/枠とします。 |
| | 広告掲載期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※上記期間中、原則として、各月の初日から1箇月を単位とする任意の期間を指定できます。 |
| | 広告原稿の入稿期限 | 掲載開始日の7開館日前 |
| | 広告原稿の入稿方法 | 広告画像は契約者において作成し、完全データで入稿してください。 |

| | | |
|-------|----------------------------|--|
| 掲載基準 | 関係規程 (必ずお読みください) | 京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準 |
| | 広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準 | なし |
| 申込手続等 | 申込資格 | <p>広告主又は広告代理店等とします。</p> <p>その他の申込資格等の詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000294388.html)を確認してください。</p> |
| | 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ、以下の申込先へ提出してください。(FAX、郵送の場合は申込期間内必着とします。) ・ なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は、京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込書と併せて御提出ください。 |
| | 申込期間 | <p>令和6年3月1日(金)から全枠決定するまで。</p> <p>書類の受け付けは、以下に掲げる日を除き、午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火曜日(火曜日が祝日の場合は、その日後最初の平日) ・ 日曜日 ・ 祝日(当該祝日が土曜日の場合を除く) ・ 年末年始(12月29日～1月3日まで) |
| | 広告掲載者の決定方法 | <p>京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。</p> |
| その他 | その他の留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。(分割不可) ・ 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます(内容により、修正等をお願いする場合があります)。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。(新しいデータを御用意ください。) ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。 |

| | | |
|--|--------------|---|
| | お申込み・お問い合わせ先 | 京都市教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当 (担当：保福) 〒604-8401 京都市中京区聚楽廻松下町9-2 電話番号：075-801-8822 FAX番号：075-801-8842 Eメール：shisetsu@edu.city.kyoto.jp |
|--|--------------|---|